平成２３年（フ）第３４５号
大阪府松原市一津屋５丁目６番30号、前住所大阪府八尾市高砂町５丁目６番地の１
債務者　安田　孝義
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３７９号
大阪府河内長野市加賀田179番地の６
債務者　吉田エミ子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３８４号
堺市堺区向陵西町２丁７番23号　ハイツチェリー201号、前住所堺市堺区五月町３番23号五月マンション102
債務者　徳長　由男
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４１０号
堺市南区宮山台４丁３番27―108号
債務者　作田　京子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４５９号
堺市南区竹城台２丁１番21―103号、前住所大阪府富田林市若松町西１丁目1845番地３510
債務者　三村　拓也
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９号
山形県鶴岡市本町３丁目９番27号
債務者　菅原　　一
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第１１号
山形県鶴岡市新形町12番14号
債務者　伊藤　邦子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第１２号
山形県鶴岡市千石町７番10号
債務者　佐藤　利彦
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第１５８号
新潟市西区小針西１丁目２番17―25号
債務者　樋口　勝次
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６４３号
大阪市西区本田３丁目１番20号　503
債務者　村上　政明
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９１９号
大阪府豊中市庄内栄町３丁目５番22号
債務者　永易　英子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０８３号
大阪市淀川区西中島７丁目２番13―513号
債務者　小林　典彦
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２４４号
大阪市中央区高津３丁目14番34号　405
債務者　瓦林　辰広
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３３７号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番12―906号
債務者　中根　博子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３７７号
大阪市平野区喜連１丁目５番43号　ラフィーネ喜連202
債務者　白石　好信
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４９５号
大阪府門真市本町５番３号
債務者　端詰　太郎
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５０２号
大阪市北区西天満３丁目３番21―704号
債務者　赤堀　　央
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５２２号
大阪市住之江区南港東１丁目６番１―926号
債務者　足立　　勉
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部